



第九十八号議案

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
報の提供に関する条例改正の件

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二欄に掲げる事務」の下に「これらの事務に相当する規則で定める事務を含む。」を、「掲げる特定個人情報」の下に「その他規則で定める特定個人情報」を加える。

第五条第一項中「掲げる事務」の下に「（これらの事務に相当する規則で定める事務を含む。）を、「掲げる特定個人情報」の下に「その他規則で定める特定個人情報」を加え、「同表の第三欄に掲げる者として」を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づく法定利用事務に相当する事務について個人番号の利用及び特定個人情報の提供をするため、本条例を改正するものである。